

# 学 校 法 人 洗 足 学 園 寄 附 行 為

( 平成 2 5 年 8 月 9 日改正 )

# 学校法人洗足学園寄附行為

|       |     |     |    |       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|-------|-----|-----|----|
| 昭和26年 | 3月  | 9日  | 制定 | 平成4年  | 3月  | 31日 | 改正 |
| 昭和28年 | 3月  | 31日 | 改正 | 平成6年  | 3月  | 23日 | 改正 |
| 昭和37年 | 1月  | 20日 | 改正 | 平成8年  | 5月  | 28日 | 改正 |
| 昭和40年 | 1月  | 25日 | 改正 | 平成11年 | 12月 | 22日 | 改正 |
| 昭和42年 | 1月  | 23日 | 改正 | 平成14年 | 4月  | 1日  | 改正 |
| 昭和46年 | 10月 | 11日 | 改正 | 平成14年 | 5月  | 29日 | 改正 |
| 昭和47年 | 3月  | 25日 | 改正 | 平成15年 | 1月  | 31日 | 改正 |
| 昭和51年 | 8月  | 17日 | 改正 | 平成15年 | 4月  | 1日  | 改正 |
| 昭和51年 | 11月 | 22日 | 改正 | 平成17年 | 4月  | 1日  | 改正 |
| 昭和54年 | 10月 | 26日 | 改正 | 平成19年 | 6月  | 1日  | 改正 |
| 昭和55年 | 1月  | 8日  | 改正 | 平成20年 | 6月  | 12日 | 改正 |
| 昭和55年 | 5月  | 26日 | 改正 | 平成22年 | 4月  | 1日  | 改正 |
|       |     |     |    | 平成25年 | 8月  | 9日  | 改正 |

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人洗足学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、創立者故前田若尾の建学の精神並びにその遺訓に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1. 洗足学園音楽大学 大学院 音楽研究科  
音楽学部 音楽学科
2. 洗足こども短期大学 幼児教育保育科
3. 洗足学園高等学校 全日制課程 普通科
4. 洗足学園中学校
5. 洗足学園小学校

## 6. 洗足学園大学附属幼稚園

## 第3章 役員及び理事会

## (役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 5名以上9名以内
2. 監事 2名
2. 理事のうち1名を理事長とし、その選任は創立者故前田若尾の遺志を体し、第6条第4号の規定により選任された理事の中から、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
3. 必要に応じて理事長以外の理事のうち1名を常任理事とすることができる。常任理事は理事総数の過半数の議決により選任する。常任理事の職を解任するときも、同様とする。

## (理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

1. 第4条の各学校の長のうちから理事会において選任された者。  
2名以上4名以内
2. この法人の職員（第4条の各学校の長、教員その他の職員を含む。以下同じ）のうち、第4条の各学校の長を除く者のうちから理事会において選任された者。  
1名
3. 評議員のうちから評議員会において選任された者。 1名
4. この法人に功労のあった者及び、この法人に関係の深い学識経験者（第1号ないし第3号により選任された理事を除く）のうちから理事会において選任された者。 1名以上3名以内
2. 前項第1号ないし、第3号により選任された各理事は、その職又は評議員の職を退き又は失ったときは、理事の職を失うものとする。

## (監事の選任及び職務)

第7条 監事は、理事、評議員又はこの法人の職員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 監事は次の各号に掲げる職務を行なう。
  1. この法人の業務を監査すること。
  2. この法人の財産の状況を監査すること。
  3. この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

4. 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すること。
5. 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
6. この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

1. 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
  2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  3. 職務上の義務に違反したとき。
  4. 役員たるにふさわしくない非行があったとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
1. 任期の満了。
  2. 辞任。
  3. 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5. 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
6. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
7. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
8. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。  
ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
9. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 理事は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に直接利害関係のある事件については、その議事の決議に加わることができない。

ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(業務の決定の委任)

第12条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常任理事の職務)

第14条 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長、常任理事以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常任理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。常任理事を置いていないとき、又は常任理事に支障があるときは、あらかじめ理事長の指名した他の理事がこれに当る。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所・日時・議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事全員が署名捺印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

### (評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は理事の人員の2倍を超えるものとし11名以上、19名以内の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
6. 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。
7. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は評議員として議決に加わることはできない。

### (議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

### (諮問事項)

第20条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。

1. 予算、借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
2. 事業計画

3. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
4. 寄附行為の変更
5. 目的たる事業の成功の不能に因る解散
6. 寄附金品の募集に関する事項
7. その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

1. この法人の職員のうちから理事会において選任された者。  
2名以上3名以内
2. この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のもののうちから評議員会において選任された者。 1名
3. 評議員のうちから選任された理事以外の理事。 4名以上8名以内
4. この法人に関係の深い学識経験者（第1号ないし第3号により選任された評議員を除く）のうちから理事会において選任された者。 4名以上7名以内
2. 前項第1号、第3号に規定する評議員は、この法人の職員、理事の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第23条 第8条（役員の任期）及び第10条（役員の解任及び退任）の規定はいずれも評議員について準用する。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 財産目録記載の財産
2. 授業料、入学料及び検定料
3. 資産から生ずる果実
4. 寄附金品
5. その他の収入

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第26条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。  
ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(基本財産たる現金の運用)

第27条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは定期預金とし理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学料、検定料その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行なう。

(予算及び事業計画)

第30条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が作成して、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び実績の報告、剰余金等の処分)

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3. 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産中の積立金に編入しなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第33条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類及び第7条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備え置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供さなければならない。

(資産総額の変更登記)

第34条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

第36条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1. 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
2. この法人の目的たる事業の成功と不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
3. 合併
4. 破産
5. 文部科学大臣の解散命令
2. 前項第1号の事由に困る解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号の事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、学校法人又は教育事業を行なう公益法人のうちから解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によって選定したものに帰属する。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

### (寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補 則

### (書類及び帳簿の備付)

第40条 この法人は、第33条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備え置かなければならない。

1. 寄附行為
2. 役員及び評議員の名簿及び履歴書
3. 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
4. その他必要書類及び帳簿

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、洗足学園の掲示場に掲示して行なう。

### (施行細則)

第42条 この寄附行為の施行について細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1. この法人創立以来の功労者を元学園長前田澄子並びに前理事長前田豊子とする。
2. この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

|          |         |
|----------|---------|
| 理 事（理事長） | 前 田 豊 子 |
| 理 事      | 前 田 澄 子 |
| 理 事      | 長 田 清 道 |
| 理 事      | 風 巻 義 雄 |
| 理 事      | 日 向 方 斎 |
| 監 事      | 亀 井 麻 江 |
| 監 事      | 小 林 れ い |

この寄附行為は文部大臣認可の日（平成4年3月31日）から施行する。

この寄附行為は文部大臣認可の日（平成6年3月23日）から施行する。

この寄附行為は文部大臣認可の日（平成8年5月28日）から施行する。

この寄附行為は文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

（平成13年3月30日）文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成14年4月1日から施行する。

この寄附行為は（平成14年5月29日）文部科学大臣認可の日から施行する。

この寄附行為は（平成15年1月31日）文部科学大臣認可の日から施行する。

平成14年5月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成15年4月1日から施行する。

この寄附行為は平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

この寄附行為は平成19年6月1日から施行する。

この寄附行為は（平成20年6月12日）文部科学大臣認可の日から施行する。

この寄附行為は平成22年4月1日から施行する。

この寄附行為は（平成25年8月9日）文部科学大臣認可の日から施行する。